

第五十三号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月別表第二東京都市計画南小岩南部・東松本付近地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

東京都市計 画南小岩南 部・東松本 付近地区地 区整備計画 区域					
A 住居街区		B 住居街区	D 幹線道路 沿道街区	準幹線道 路沿道街 区	A 幹線道路 沿道街区
(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) ホテル又は旅館		風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの			(一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) デートクラブ (三) マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類するもの
</					

第 5 3 号議案

F	幹線道路 沿道街区	近隣商業 街区	E	幹線道路 沿道街区	沿道複合 街区	C	幹線道路 沿道街区
---	--------------	------------	---	--------------	------------	---	--------------

るもの

(二) 十九 m 前号の規定にかかわらず、法第三條第二項の規定が適用される最高限度を超える建築物の建替えに、当該建築物の高さを範囲内とする。 (三) 法第五十九條の二の規定は適用しない。	(二) 十九 m 前号の規定にかかわらず、法第三條第二項の規定が適用される最高限度を超える建築物の建替えに、当該建築物の高さを範囲内とする。 (三) 法第五十九條の二の規定は適用しない。	(一) 十六 m 前号の規定にかかわらず、法第三條第二項の規定が適用される最高限度を超える建築物の建替えに、当該建築物の高さを範囲内とする。 (二) 十九 m 前号の規定にかかわらず、法第三條第二項の規定が適用される最高限度を超える建築物の建替えに、当該建築物の高さを範囲内とする。 (三) 法第五十九條の二の規定は適用しない。
---	---	---

(三) 建替は、 ついては、 当該建築 物の高さ を超えな い範囲内 とする。 第五 十九 条の 規定 は適用 しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

東京都市計画南小岩南部・東松本付近地区地区整備計画について、当該計画が変更されたことに伴い、当該地区整備計画区域の計画街区の追加及び削除をする必要があるので、本案を提出いたします。